

第2回 まちづくり条例見直し検討に関する市民懇談会②（記録）

1 開催概要

日 時	令和元年8月24日（土）14時～16時
場 所	ひかりプラザ 203・204 会議室
参加者数	3名
次 第	1 開会あいさつ 2 全体説明 <第一部> （1）懇談会の趣旨，目的 （2）現行条例の概要 （3）第1回市民懇談会の開催概要 （4）今後のスケジュール 3 グループ懇談会 <第二部> テーマ： 開発事業の整備基準②（国分寺崖線区域，駐車施設，公開空地など） （1）役割分担・意見交換・とりまとめ・発表 4 閉会あいさつ
配布資料	・全体説明（第一部）資料（スライド写）

当日の様子①（全体説明）



当日の様子②（意見交換）



2 グループ懇談会の概要

検討テーマに沿った意見交換を行い、グループごとに発表を行った。

検討テーマ：開発事業の整備基準②（国分寺崖線区域、駐車施設、公開空地など）

グループA	発表の様子
 <p>グループ名: A</p> <p>まちづくり条例の見直し検討に関する第2回市民懇談会</p> <p>テーマ：開発事業の整備基準②（崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設）</p> <p>外壁の強度距離</p> <ul style="list-style-type: none">外壁の強度距離は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。崖線区域の範囲は、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。農地隣接は、外壁後退、駐車施設と関係がある。外壁後退は、崖線区域の範囲、農地隣接、駐車施設と関係がある。駐車施設は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退と関係がある。 <p>崖線区域</p> <ul style="list-style-type: none">崖線区域の範囲は、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。崖線区域の範囲は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。崖線区域の範囲は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。 <p>農地隣接</p> <ul style="list-style-type: none">農地隣接は、外壁後退、駐車施設と関係がある。農地隣接は、崖線区域の範囲、外壁後退、駐車施設と関係がある。農地隣接は、崖線区域の範囲、外壁後退、駐車施設と関係がある。 <p>外壁後退</p> <ul style="list-style-type: none">外壁後退は、崖線区域の範囲、農地隣接、駐車施設と関係がある。外壁後退は、崖線区域の範囲、農地隣接、駐車施設と関係がある。外壁後退は、崖線区域の範囲、農地隣接、駐車施設と関係がある。 <p>駐車施設</p> <ul style="list-style-type: none">駐車施設は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退と関係がある。駐車施設は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退と関係がある。駐車施設は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退と関係がある。 <p>公開空地</p> <ul style="list-style-type: none">公開空地は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。公開空地は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。公開空地は、崖線区域の範囲、農地隣接、外壁後退、駐車施設と関係がある。	

8月24日午後開催分 主な意見

項目	Aグループ
国分寺崖線区域	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の制限に加え、市条例でも制限されるため、事業者の負担は大きい。崖線区域の規制緩和と範囲の見直しを望む。 湧水源等は守るべきであり、崖線区域として保全してもらいたい。 開発基準ではなく、市の施策で崖線区域の整備をするべきである。 樹木の維持管理の助成があるとよい。
駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車施設は必要に応じて事業者が設計するため、開発基準とする必要はない。 自動車離れやカーシェアリングの普及を鑑みると、駐車台数の基準を緩和すべき。
公開空地	<ul style="list-style-type: none"> 狭い道路、歩道がない道路に歩行空間の拡充は必要である。 公開空地の公共性は高く、土地所有者に維持管理の負担をさせるべきではない。税金の優遇措置やその他保障の充実を望む。
農地隣接に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 生垣の整備や維持管理は負担が大きい。 成長した生垣の道路や隣地への越境や毛虫の被害が問題である。
外壁後退	<ul style="list-style-type: none"> 火災時の延焼防止の観点から考えると、外壁の後退距離は1mでよい。 避難通路を確保することで、全方向から1mの外壁後退距離を確保する必要はない。 民法上で規定している50cmでよい。 敷地面積や敷地形状により、建築計画が大きく制限されるため、敷地面積の最低限度の基準に合わせた基準とすべき。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 農地の減少によって、地域のコミュニティがなくなってしまう。 条例基準は最低限とし、事業者の判断に委ねてもいいのではないか。

3 アンケート結果

(1) アンケート回答数

参加者	3名
アンケート回答	1名

(2) 参加者の分類

①居住地の分布

居住地	数
並木町	1
全体	1

②参加者の年代

年代	数
40代	1
全体	1

③参加者の住居形態

住居形態	数
一戸建て	1
共同住宅	0
全体	1

④市民懇談会を知った理由

媒体	数
市報	1
市ホームページ	0
チラシ	0
Twitter	0
全体	1

⑤第1回市民懇談会の参加の有無

参加の有無	数
参加	1
不参加	0
全体	1

(3) 市民懇談会の感想や意見

- ・国分寺崖線区域の見直し，規制の廃止してほしい。
- ・公開空地の固都税の優遇してほしい。
- ・外壁後退1mを50cmに見直してほしい。